平成２５年（フ）第３７９号
沖縄県浦添市港川１丁目22番３号　１Ｆ
債務者　仲西ユリ子
１　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第４０２号
沖縄県糸満市字潮平791番地　県営潮平高層住宅1310号
債務者　當銘かおり
１　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第２３号
稚内市港２丁目５番11号　コーポ田中202号
債務者　工藤　和弘
１　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２５年（フ）第６９号
岩手県奥州市水沢区真城字北塩加羅137番地１　Ｂ号棟、旧住所岩手県奥州市水沢区東大通り１丁目４番17号
債務者　菱谷サオリ
１　決定年月日時　平成26年１月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２５年（フ）第６３２号
埼玉県川越市大字小ケ谷247番地３リバーサイド川越1005号室
債務者　渡邊　義久
１　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第６４３号
埼玉県川越市旭町３丁目５番地９
債務者　清水　万三
１　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第６４５号
埼玉県狭山市柏原2701番地の３
債務者　横田　　明
１　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第６５３号
埼玉県川越市旭町３丁目５番地９
債務者　松澤　正美
１　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１１９号
岐阜県恵那市武並町竹折1818番地
債務者　佐々木　亮
１　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第２４０号
静岡県富士市松岡1199番地の３　ＳＴコーポ102号
債務者　鈴木　晴良
１　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第４３９号
愛知県刈谷市築地町３丁目29番地20　ホーメーマンション106号
債務者　奥野　由香
１　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第４９０号
愛知県刈谷市一ツ木町２丁目21番地７　サンライズベル307号、前住所愛知県刈谷市恩田町１丁目171番地８　ロイヤルレインボー刈谷403号
債務者　芹田　尚志
１　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第４７号
京都府舞鶴市字泉源寺1140番地６
債務者　谷口　宏文
１　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２５年（フ）第４８号
京都府舞鶴市字伊佐津313番地11―105号
債務者　後藤　幸男
１　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２５年（フ）第４４７３号
大阪市中央区島町１丁目３番８―903号
債務者　冨田良太郎
１　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５４５６号
大阪市浪速区桜川１丁目２番18―607号
債務者　中森　美子
１　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５９２４号
大阪市生野区林寺１丁目５番20―803号
債務者　伊東　博明
１　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部